

復旧・復興

国主体で区画整理事業

**民主部門
会議提案**

PFIの活用拡大も

民主党の国土交通部会議は、東日本大震災の被災地の復旧・復興法整備に向けた報告案をまとめた。新たな制度として、総合的な市街地復興制度や、国が主体となった早期復興のための土地区画整理事業制度、インフラ再建へのPFI・PPPの活用策などを提案。被災失業者の公共事業への就労促進のための特別措置法や、被災した自治体が実施する復旧工事での財政負担軽減策なども盛り込んだ。1日に政務調

査会の「東北関東大震災復旧・復興特別立法チム」に提出する。報告案によると、総合的な市街地復興制度について、電力やガス、水道、通信、道路など所管官庁が異なるライフルラインの復旧を個別に進めることが効率になるため、総合的な復旧計画と推進体制を担保する法制度の創設を提案した。

新たな土地区画整理事業制度では、阪神大震災をきっかけに恒久法として制定された被災地市街

地復興特措法が都市部の災害を想定しているため、今回のような被災地が広範囲に点在しているケースにはじまないと指摘。さらに、地権者による組合方式で進める従来の土地区画整理事業は、犠牲者や行方不明者は、多いために長期化が予想される」とし、地券(土地証券)の発行を含め国が主体となった新たな土地区画整理事業制度を検討するべきだとした。

では、PFI事業の導入促進に向けて今国会に提出中のPFI法改正案を早期に成立させる一方、震災復興に必要な特例も検討するよう求めた。被災自治体が行うインフラ復旧の財政負担軽減では、国庫補助率を引き上げる特別立法の制定と、地方交付税の弾力運用によって自治体負担を実質ゼロにする」とを提案。用途を定めない基金の創設や災害対策に対する一括交付金の拡充も盛り込んだ。国庫補助の対

象外となつて空港の旅客ターミナルビルなど

の復旧に補助を認める立

法措置も必要だとした。

このほか、被災マンシ

ョンの再建を促進するた

め、建て替え決議要件の緩和や、別の場所への建

て替えを想定した法整備も提案した。